

第1章 現状と課題

第1節 はじめに

1. 深刻化する廃棄物問題

近年、廃棄物の処理をめぐっては、その焼却に伴うダイオキシン類の削減、最終処分場の確保、不法投棄対策などが深刻な課題となっています。このため、従来の焼却・埋立て中心のごみ処理を見直し、発生抑制・再使用・再生利用を図るなど、環境に負荷の少ない循環型社会の構築が強く求められています。

2. 法律の整備

循環型社会をつくるための基本法として、循環型社会形成推進基本法が平成12年6月に公布されました。また、個別の廃棄物についても、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）が相次いで公布され、それぞれ減量・リサイクルの促進を図っていく方向性が示されました。また、平成24年8月には、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）、令和元年5月には食品ロスの削減に関する法律（食品ロス削減推進法）、令和3年6月にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）が公布されました。

第2節 ごみの処理と減量・資源化

1. 事業系ごみ

本市のごみ処理施設に搬入されるごみは、家庭系ごみと事業系ごみに分かれており、令和5年度のごみ総排出量のうち、事業系ごみは約25%を占めています。ごみ減量を推進していくためには、事業者に対して、ごみの分別、減量・資源化を促進していくことが、重要な課題となっています。

2. 減量・資源化

市民の日常生活や地域活動等による減量・資源化を積み重ね、さらに発展させていくとともに、行政としても分別による資源化の啓発、市民の自主的な活動の支援など多くの課題に取り組んでいかなければなりません。

第3節 生活排水処理

1. 合併処理浄化槽の普及・促進

近年、中小都市部においては、生活排水が河川へ流入することにより河川の水質汚濁を招いており、環境汚染の原因の1つとなっています。このような現状を改善するため、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽の普及・促進を図っていく必要があります。

2. し尿収集世帯の減少

し尿収集世帯数については、公共下水道等の整備充実により、年々減少傾向にあります。しかし、処理施設の老朽化が進行しているため、その維持管理を十分に図っていく必要があります。

第2章 ごみの処理と再生利用

第1節 ごみの排出量の推移

廃棄物問題が深刻化する中、本市では昭和60年度頃からごみの増加が始まり、平成6年度をピークに減少傾向にありました。その後、増減を繰り返し、ほぼ横ばいの状態が続いていましたが、令和元年度以降は、緩やかに減少傾向にあります。

令和5年度は、令和4年度と比較すると約 4,448t の減少となっています。

第2節 ごみへの意識

ごみを減らすためには、ごみに対する考え方を市民一人ひとりが変えていく必要があります。ごみを「捨てるものではなく資源として生かすもの」と考えて正しく分別し、ごみになるものをなるべく買わない、ものを大切に使うといった「ごみを出さない工夫」をすることが、ごみ発生量を抑えることにつながるのではないのでしょうか。

なお、令和5年度の市民1人1日当たりのごみの平均排出量は、令和4年度と比較して減少しました。（図3-2-1参照）

第3節 ごみの処理

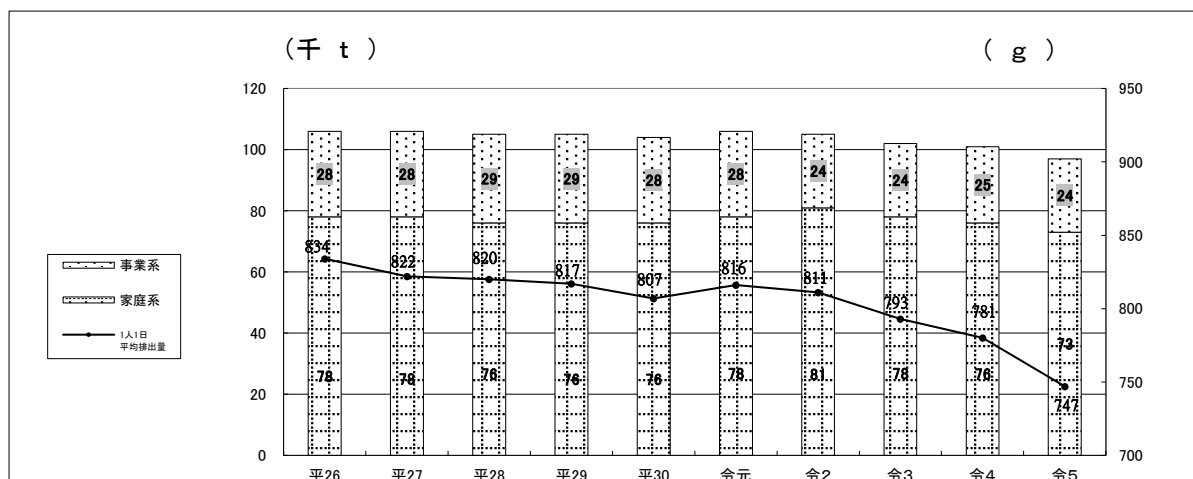
1. ごみ処理とは

ごみ処理とは、「収集運搬・中間処理（資源化、減量（容）化、安定化、無害化）・最終処分（埋立て等）」の一連の流れを適正に行うことをいいます。

現在、本市には、ごみを焼却・破砕・資源化する中間処理施設として、東清掃センター及び資源化センターがあり、中間処理後の再資源化できない残渣の埋立てをする最終処分場として、小畔の里クリーンセンターが

あります。

図3-2-1 ごみ排出量の推移



※紙類・布類収集量を含む

1人1日平均排出量 = (施設搬入ごみ量 + 直接資源化量) ÷ 人口(10月1日現在) ÷ 365日 (うるう年は366日)

2. ごみ処理にはいくらかかるのか

令和5年度の本市のごみ処理総経費は約66.5億円で、ごみ1tを処理するために69,706円かかったこととなります。市民1人当たりでは、18,840円の税金が使われたことに相当します。

※上記の金額は、環境省一般廃棄物会計基準に基づいて算出しています。

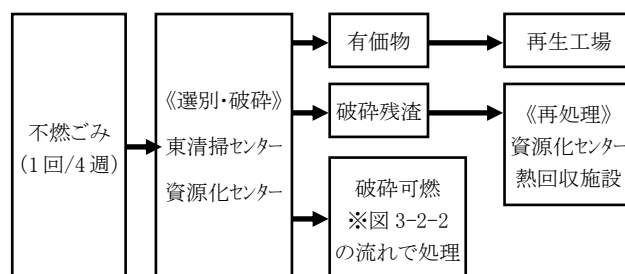
2. 不燃ごみ

不燃ごみは、東清掃センター及び資源化センターで処理しています。不燃ごみは主に金属やガラス類などで構成されており、破碎・選別処理を行い、金属類や小型家電類などの有価物や、破碎可燃、破碎残渣に分けられます。有価物は売却し、破碎可燃は可燃ごみの流れにより焼却処理し、東清掃センターで発生した破碎残渣については資源化センター熱回収施設で再処理することにより、減容・資源化を図っています。

第4節 ごみの分別収集

ごみは、分ければ分けるほど品目に応じた中間処理が可能になります。そこで本市では、可燃ごみ、不燃ごみ、びん・かん、ペットボトル、有害ごみ、粗大ごみ、紙類、布類、プラスチック製容器包装の9分別で収集しています。

図3-2-3 不燃ごみの流れ

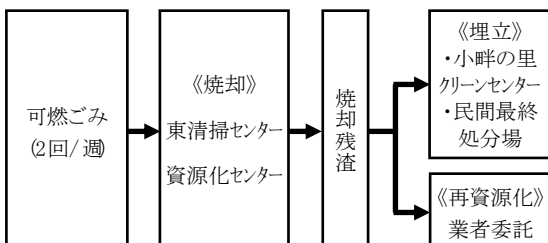


第5節 ごみの中間処理

1. 可燃ごみ

可燃ごみは、東清掃センター及び資源化センターで焼却処理した後、焼却残渣を再資源化または最終処分場で埋立処分しています。焼却処理をすることにより、ごみ自体の減量化(重量ではおよそ1/10)、減容化を図ることができます。

図3-2-2 可燃ごみの流れ

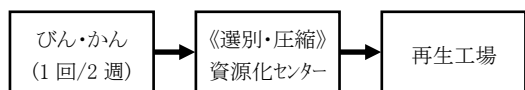


3. びん・かん

びんは、資源化センターで「生きびん」(そのままの形で再使用されるびん)と「カレット」(再びガラスびんの原料等として使うガラス)に分けられます。生きびんは有価物として売却され、カレットはさらに無色、茶、その他の3色に選別した後、容器包装リサイクル法に基づき、様々な商品の原料として活用されます。

かんは、スチール缶とアルミ缶にそれぞれ選別・圧縮し、有価物として売却されています。

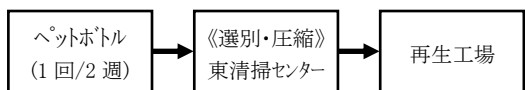
図3-2-4 びん・かんの流れ



4. ペットボトル

ペットボトルは、東清掃センターに運ばれ、不純物を除去し、選別・圧縮後、容器包装リサイクル法に基づき、様々な商品の原料などとして活用されます。

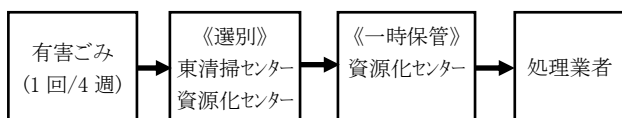
図3-2-5 ペットボトルの流れ



5. 有害ごみ

有害ごみ(乾電池・蛍光灯など)は、水銀などの人体に有害な物質を含んでおり、これを取り除かなければ環境汚染が心配されるため、本市では専門の処理業者に処理を委託しています。

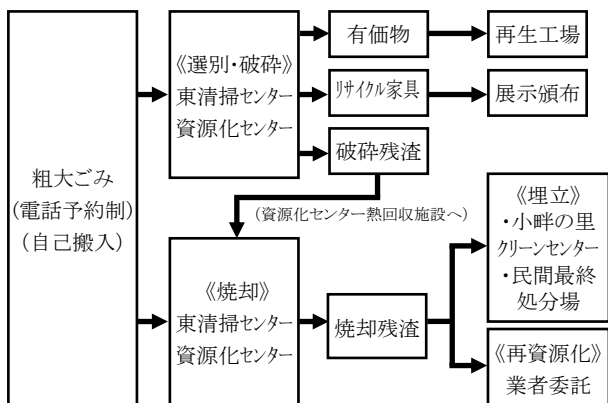
図3-2-6 有害ごみの流れ



6. 粗大ごみ

収集した粗大ごみの中から再利用可能な家具類(タンス、食器棚等)に簡単な清掃・修理を施した後、リサイクル家具として環境プラザ(つばさ館)で市民に頒布しています。その他の粗大ごみは、東清掃センター及び資源化センターで不燃性のものは不燃ごみとともに破碎処理を行い、可燃性のものは焼却処理を行うことにより、減量・資源化を図っています。

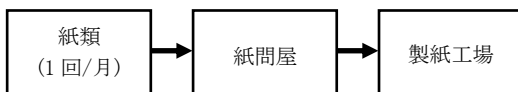
図3-2-7 粗大ごみの流れ



7. 紙類

紙類は、ごみ処理施設(中間処理施設)に搬入せず、直接、資源回収業者(紙問屋)に運び込み、積極的な資源化に努めています。

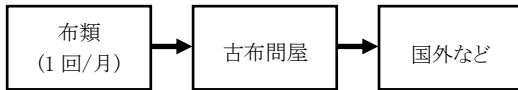
図3-2-8 紙類の流れ



8. 布類

布類は、ごみ処理施設(中間処理施設)に搬入せず、直接、資源回収業者(古布問屋)に運び込み、主に国外に輸出されます。

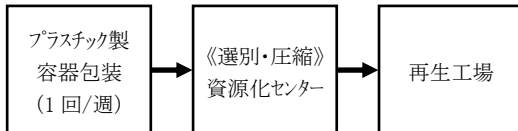
図3-2-9 布類の流れ



9. プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装は、資源化センターに運ばれ、不純物を除去し、選別・圧縮後、容器包装リサイクル法に基づき、様々な商品の原料などとして活用されます。

図3-2-10 プラスチック製容器包装の流れ



第6節 ごみの最終処分

1. 確保が難しい最終処分場

中間処理後の再資源化できない残渣については、埋立てによる最終処分を行います。今日のごみ処理においては、この最終処分場の確保が最も緊急的な課題とされ、特に大都市圏においては、確保が困難となっています。

2. 最終処分場の延命化

本市では、平成元年3月に小畔の里クリーンセンターが完成したことにより、第1期分として約14年分の埋立容量を持つ最終処分場を確保しました。市民の皆さんの減量化・資源化への協力や民間の最終処分場の利用によって、当初の予定より延命化が図られています。また、平成14年度から、焼却残渣を従来の埋立処理だけでなく、再資源化する業務の委託を開始しました。これにより、最終処分場のさらなる延命化を図っていま

す。

第7節 不法投棄対策

不用になった家具類、家電製品等を車で運び、雑木林等に捨てる不法投棄が発生しています。また、市では収集・処理できないものを集積所に放置する不法持ち出しも見られます。迅速に対応処理しているものの、件数は依然として多い状況です。このため、パトロール・啓発活動等の行政施策だけでなく、市民一人ひとりの環境保全に対するモラル向上も望まれます。

表3-2-1 不法投棄処理の状況

	令元	令2	令3	令4	令5
不法投棄処理件数	368	278	230	225	184
不法持ち出し処理件数	392	370	314	326	293

第3章 ごみの減量・資源化施策

第1節 減量・資源化施策の体系

ごみの減量・資源化については、平成8年11月に川越市一般廃棄物処理基本計画を策定(平成13年3月改定、平成16年見直し、平成23年改定、平成28年改定、令和4年改定)し、これに沿って取り組んでいます。施策の体系としては、基本方針を①市民・事業者・行政の協働によるごみ減量・資源化(3R)の推進、②環境負荷の少ない適正処理の実施の二つに分類し、施策の区分、施策の項目、取組の項目と細分化しています。

第2節 ごみの減量・資源化事業

1. 集団回収事業の支援

集団回収とは、子供会、PTA、自治会などの団体が、地域の自主活動として、各家庭の協力により古紙、布類、びん類、金属類等を日を決めて一定の場所に集め、資源回収業者に売却することです。本市では、昭和58年7月から集団回収事業報償金制度を取り入れ、市民によるごみの減量・資源化を支援しています。市に登録した集団回収実施団体は、回収量に応じて報償金の交付を受けることができます。現在は、6円/kgの報償金を交付してます。集団回収は、資源を有効利用するだけでなく、会員相互の親睦、物を大切にする気持ちの育成、地域のコミュニティー作りや環境教育の場となっています。

2. 生ごみ処理機器購入費補助事業 家庭用生ごみ処理機器

本市では家庭から出る生ごみの自家処理を促進していくため、平成3年度からコンポスト容器購入者に対して補助金制度を設け、令和5年度には25基補助しました。(容器の補助は、購入費の半額で上限2千7百円)

また、平成10年度から、マンション住民や高齢者にも利用しやすい電気式生ごみ処理機を対象に加え、令和5年度には24基の補助を行いました。(処理機の補助は、購入費の半額で上限1万8千円)さらに、平成12年度から、EMぼかし(発酵菌)を利用して、生ごみを堆肥化するEM容器を対象に加え、令和5年度には4基の補助を行いました。(容器の補助は、購入費の半額で上限1千8百円)

表3-3-1 集団回収事業実績

年度	団体登録数	実施団体数	実施率(%)	報償金額(円)	団体売上金(円)	回収量(kg)
令和元年度	323	311	96	34,262,244	15,610,777	5,710,374
令和2年度	315	251	80	25,304,406	7,635,436	4,217,401
令和3年度	312	266	85	25,190,136	13,866,361	4,198,356
令和4年度	308	264	86	24,302,658	14,709,669	4,050,443
令和5年度	310	267	86	22,984,206	15,253,559	3,830,701

表3-3-2 コンポスト容器購入費補助事業実績

年度	補助容器数	補助額(円)
令和元年度	46	110,420
令和2年度	42	103,340
令和3年度	23	54,290
令和4年度	20	50,260
令和5年度	25	62,910

表3-3-3 電気式生ごみ処理機／EM容器購入費補助事業実績

年度	電気式 生ごみ処理機		EM容器	
	補助 基数	補助額 (円)	補助 基数	補助額 (円)
令和元年度	22	240,700	8	8,720
令和2年度	29	376,700	17	21,830
令和3年度	29	403,200	3	3,250
令和4年度	25	397,300	10	13,800
令和5年度	24	404,900	4	5,390

3. 布類回収事業

川越市では、家庭から排出される不用になった布類は、ほとんどが可燃ごみとして処理されてきました。これを再利用し、ごみの減量化を図るため、平成26年10月から、名細支会全域、加えて平成28年4月から霞ヶ関北支会全域で、布類の定時収集化に向けたモデル事業を実施し、平成31年4月からは全市回収を開始しています。なお、回収された布類は、海外に輸出し、また工業用のウエスとして再利用されています。

表3-3-4 布類拠点回収実績

年度	拠点延数	回収量	再資源化量
令和元年度	1 ※	50.68t	48.42t
令和2年度	1 ※	50.47t	46.98t
令和3年度	1 ※	40.93t	38.49t
令和4年度	1 ※	50.66t	48.53t
令和5年度	1 ※	45.55t	43.33t

※平成31年4月からの布類定時収集全市域展開に伴い、拠点場所は環境プラザ(つばさ館)のみとなった。

表3-3-5 布類定時収集実績

年度	内 容	回収量	再資源化量
令和元年度	全市域実施	539.02t	508.47t
令和2年度	全市域実施	686.07t	599.20t
令和3年度	全市域実施	629.83t	562.92t
令和4年度	全市域実施	573.12t	484.68t
令和5年度	全市域実施	551.55t	493.02t

4. 小型家電回収事業

使用済小型家電製品には、金・銀・銅などの有用金属が含まれており、資源の有効利用の観点からも、回収・リサイクルを促進することは重要です。そのため、川越市では、平成23年12月から小型家電製品の回収に取り組んでおります。

表3-3-6 小型家電回収実績(ピックアップ回収)

年度	東清掃	資源化	合計
平成 30 年度	350.96t	258.40t	609.36t
令和元年度	166.56t	235.91t	402.47t
令和 2 年度	123.28t	150.97t	274.25t
令和 3 年度	246.29t	82.56t	328.85t
令和 4 年度	277.54t	68.38t	345.92t

※東清掃センター及び資源化センターにおいて回収。

表3-3-7 小型家電回収実績(拠点回収)

年度	拠点延数	回収量
令和元年度	10	0.42t
令和 2 年度	10	0.22t
令和 3 年度	10	0t
令和 4 年度	10	0t
令和 5 年度	10	0t

※平成 29 年度からボックス回収のみ

※令和5年度もボックス回収を継続しているが、再資源化事業者への引き渡しを中断し、保管中。

5. プラスチック製容器包装の分別収集事業

家庭から排出されるごみ容積の約4割を占めているプラスチック製容器包装は、可燃ごみとして処理されてきました。これを再利用し、焼却炉の負荷の軽減を図るため、平成13年度に市内の一部地域で収集が開始され、平成15年度に収集地区の拡大、平成16年10月より全市で分別収集が開始されました。

回収されたプラスチック製容器包装は、選別・圧縮後、様々な商品の原料などとして活用されます。

表3-3-8 プラスチック製容器包装分別収集実績

年度	収集量	再資源化量
令和元年度	4,080.84t	3,382.08t
令和 2 年度	4,245.15t	3,542.65t
令和 3 年度	4,256.89t	3,528.96t
令和 4 年度	4,142.67t	3,477.24t
令和 5 年度	3,970.11t	3,306.83t

※異物の除去や水分の蒸発等により、再資源化量は収集量より少なくなっています。

6. 草木類資源化

ダイオキシン類削減対策として小型焼却炉の使用や野焼き等が法律や県条例で禁止される中、可燃ごみに含まれる草木類の量が増加しています。この草木類を減量・資源化するため、市民の森の剪定作業から出た枝等をチップ化する事業が、平成12年度から始まりま

した。その後、平成15年度から流通可能なリサイクル製品である装飾用砂利の作製、平成18年度から剪定枝チップの市民への頒布を開始し、可燃ごみの減量を図ってきました。

そして平成22年度には、資源化センターの草木類資源化施設の稼働に伴い、草木類を破碎・発酵・熟成した土壌改良材「肥え土」が誕生し、同2月から市民への無料頒布を開始しました。

東日本大震災による原発事故の影響を受け、平成23年8月から頒布を自粛していましたが、平成25年12月から頒布を再開しています。

表3-3-9 土壌改良材「肥え土」頒布実績

年度	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
頒布量	411.9t	274.6t	344.4t	284.0t	282.7t

第3節 啓発事業

1. 環境プラザ(つばさ館)の見学事業

環境プラザ(つばさ館)では、ごみ処理の過程を開館中自由に見学でき、予約者には資源化センターの概要DVD視聴及び案内付きで見学することができます。

令和5年度は、開館日 294 日、来館者 34,098 名(48団体・1,914 名含む)となりました。

2. 環境プラザ(つばさ館)の頒布事業

環境プラザ(つばさ館)では、3R(ごみのリデュース・リユース・リサイクル)推進の一環として、家庭で不用となったリユース可能な衣類・雑貨などの無償引取りを行うと共に、リユース品・リサイクル家具・リサイクル自転車の有償頒布を行っています。

令和5年度の頒布実績は、リサイクル家具 476 点 972,900 円、リサイクル自転車 197 台 1,469,000 円、リユース品 46,387 点 2,940,390 円でした。

3. 3R推進とごみの散乱防止ポスターコンクール

環境衛生週間に際して環境美化に対する関心を一層深めてもらうため、市内の小・中学生を対象に、昭和56年度より「清掃ポスターコンクール」を実施しています。

平成17年度からは、「3R推進とごみの散乱防止ポスターコンクール」という名称で実施しています。

令和5年度は、小・中学生併せて 737 点の応募があり、特選2点・金賞7点・銀賞14点・銅賞23点・佳作70点の計 116 点が入選しました。

10月28日から11月5日まで、入選作品展を環境プ

ラザ(つばさ館)で開催しました。



3R推進とごみの散乱防止ポスターコンクール入賞作品展

4. 環境プラザ(つばさ館)のリサイクル体験講座

環境プラザ(つばさ館)では、市民の方々に楽しく3Rを学んでいただく事業としてリサイクル体験講座を開催しています。令和5年度は、家具・自転車のメンテナンス講座や、布ぞうりづくり講座等計27回開催し、計 317 名の参加がありました。

5. つばさ館まつり

環境について楽しみながら学べるイベントです。

令和5年度は、11月19日(日)に開催し、1,012 名の参加がありました。



つばさ館まつり

6. エコストア・エコオフィス認定制度

ごみの減量・資源化や環境に配慮した活動などを積極的に行っている事業者を認定し、資源の循環型社会

の構築及び地球環境の保全を推進する制度です。

「エコストア・エコオフィス」に認定されると認定証と認定板が交付され、環境にやさしい事業者としてPRができます。また、2年ごとの更新時に特に環境に配慮していると認められ、他の事業者の模範となるような事業者は、ゴールドへステップアップすることができます。

表3-3-10 エコストア・エコオフィス認定事業者数
(令和5年度末現在)

項 目	認定数
ゴールドエコストア	3
ゴールドエコオフィス	27
エコストア	53
エコオフィス	40
計	123



エコオフィス・ゴールドエコオフィス認定板

7. かわごえ環境推進員制度

平成14年度に、衛生委員制度とリサイクル推進員制度を統合し、新たにかわごえ環境推進員制度を設けました。かわごえ環境推進員は、地域の実情に合ったごみの減量・資源化、地域の環境美化促進などを目的として、各々が活動に取り組みます。市内全体で、各自治会から推薦された 859 名(延人数)の市民が委嘱されています。また、推進員で組織するかわごえ環境推進員協議会では、推進員の資質の向上等を図るため、研修会の開催や広報紙の発行を行っています。

8. ゴミコミュニケーション(出前講座)

「ゴミコミュニケーション」は、「ごみ」と「コミュニケーション」を合わせた造語で、市内の小中学校や自治会などを対象に、ごみやリサイクルに関する講座を開催しています。

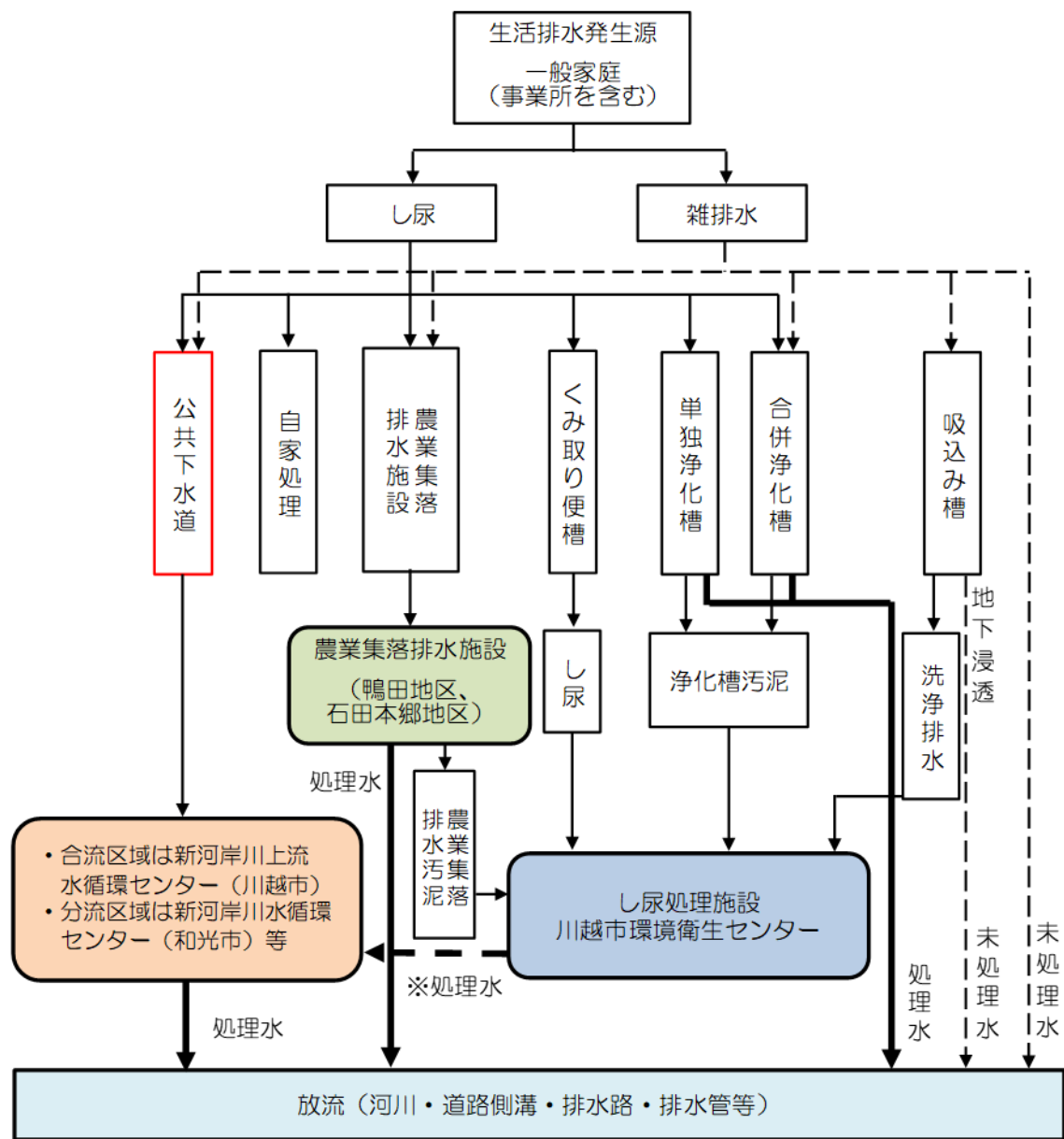
令和5年度は、3団体、106 名の参加がありました。

第4章 生活排水処理

第1節 生活排水処理

図3-4-1 生活排水処理体系図

※令和元年度「川越市一般廃棄物処理基本計画『生活排水処理基本計画書』」より抜粋



※し尿処理施設からの処理水の放流先は、平成22年2月から新河岸川上流水循環センターとしている。

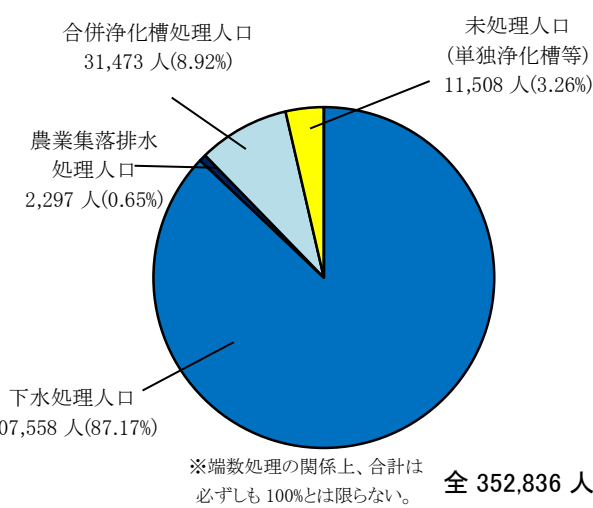
1. 生活排水処理基本計画

生活排水処理基本計画は、廃棄物処理法に基づき、市が長期的・総合的視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年次における計画処理区域内の生活排水の処理方法や発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めるものです。本市では、埼玉県生活排水処理施設整備構想見直しに伴い、令和元年度に計画を改定し今後、令和7年度までに生活排水処理率 100%を目指しています。

2. 生活排水処理の状況

令和5年度末の本市の生活排水処理の状況は、全人口のうち、下水道が 87.17%、農業集落排水が 0.65%、合併処理浄化槽 8.92%で、生活排水処理率(家庭からのすべての排水が処理されている割合)は 96.74%となっています。残りは、単独処理浄化槽等で未処理となっており、合計 3.26%です。

図3-4-2 生活排水処理の内訳(令和5年度末)



第2節 浄化槽

1. 浄化槽の現状と課題

河川汚濁の原因は、4分の3が生活排水によるものです。これは、単独処理浄化槽や汲取り便槽の家庭からの生活雑排水(台所・風呂などの排水)が未処理で放流されていることによるものです。浄化槽法の改正により、平成13年度から新たに設置する浄化槽は合併処理浄化槽が義務付けられ、その数は増えているものの、市内では浄化槽のうち約4割が単独処理浄化槽であり、法定検査などの実施状況も考えると、単独処理浄化槽、汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換と浄化槽の適正な維持管理が課題となっています。

2. 取組経過

本市では、合併処理浄化槽設置整備補助事業を平

成4年度から、合併処理浄化槽維持管理補助事業を平成12年度から開始しました。平成21年度に浄化槽の実態調査を行い、施策推進の基となる浄化槽台帳を改定・整備しました。平成22年度には、川越市一般廃棄物処理基本計画(生活排水処理基本計画)を策定し、令和7年度の生活排水処理率 100%に向けて、下水道・農業集落排水施設・浄化槽を総合的に推進するための取組とその区域を明確にしました。また、同年、浄化槽事務を資源循環推進課から環境保全課に移管し、201人槽以上の浄化槽指導と併せて取組の一本化を図りました。平成23年度には、合併処理浄化槽設置整備補助の要件を、転換を促進する内容に大幅に変更するとともに、維持管理を推進するために、戸別訪問により周知啓発する浄化槽維持管理啓発事業を開始しました。

また、県では、法定検査の効率化や指定採水員制度など適正な維持管理を推進する仕組みが整備されました。

表3-4-1 合併処理浄化槽設置整備補助事業

年度	補助件数(件)	補助額(円)
令和元年度	27	14,758,000
令和2年度	21	13,016,000
令和3年度	26	15,288,000
令和4年度	15	8,744,000
令和5年度	6	3,624,000

表3-4-2 合併処理浄化槽維持管理補助事業

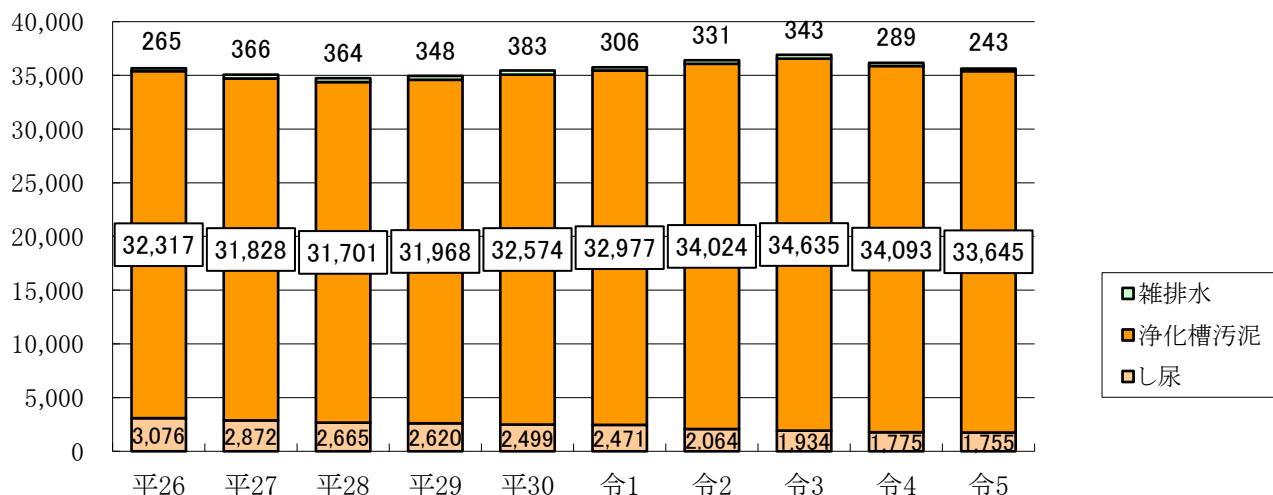
年度	補助件数(件)	補助額(円)
令和元年度	124	980,000
令和2年度	107	841,000
令和3年度	97	751,000
令和4年度	84	648,000
令和5年度	80	645,000

表3-4-3 その他データ(事業系含む)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
浄化槽総数(基)	17,250	16,956	16,954	17,009	17,057
合併処理	10,706	10,649	10,834	11,009	11,144
単独処理	6,544	6,307	6,120	6,000	5,913
新設浄化槽(基)	229	168	211	224	192
清掃実施数(件)	9,931	10,750	10,692	10,542	10,478
法定検査(件)	2,956	3,014	3,249	3,193	3,307
7条検査	163	137	189	147	200
11条検査	2,793	2,877	3,060	3,046	3,107
保守点検業者登録数(者)	118	122	121	120	115

図3-4-3

し尿処理施設へのし尿等の搬入量の推移（単位:kℓ）



第3節 し尿処理施設

1. し尿処理施設の現状

し尿及び浄化槽汚泥等は、環境衛生センターで標準脱窒素処理方式による生物処理後、公共下水道へ放流しています。また、発生した汚泥は、脱水処理後に市のごみ処理施設で焼却しています。

公共下水道の整備により、し尿や浄化槽汚泥は減少する一方、汲み取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進むことにより浄化槽汚泥が増加します。

このため施設に搬入されるし尿等の負荷量が、稼働当初と比較して著しく低減しているため、適切な運転管理が必要です。

なお、同センターは昭和55年の稼働開始以来、約44年が経過し、各部の老朽化が認められるため、全面的な施設の更新を計画しております。

2. し尿処理施設の処理実績

し尿処理施設では、し尿、浄化槽汚泥及び吸込み槽からの排水等が処理されています。

第4節 汲取り槽

1. 汲取り槽の現状と課題

汲取り槽は、下水道等の未整備区域で、浄化槽設置に必要な排水先もない世帯等に設置される便槽です。一定量溜まった生し尿を一般廃棄物収集運搬業許可業者が汲取り、環境衛生センターにて処理(中間処理)を行っています。汲取り槽は、下水道や水路又は道路側溝等の整備により減少傾向を示していますが、下水道や浄化槽に切り替えが可能となった場合の切り替えの推進が課題となっています。

2. 取組経過

汲取り処理世帯については、市の施策により水洗化の恩恵を受けることができないという負担をおかけしていることに鑑み、し尿汲取り料金の住民負担の軽減を図るため、平成9年度から「し尿くみ取り料軽減措置調整交付金」を汲取り事業者へ交付しています。

表3-4-4 し尿汲取り世帯数とし尿くみ取り料軽減措置調整交付金の推移

年度	世帯数	調整交付金交付額
令和元年度	762 世帯	11,725,420 円
令和2年度	730 世帯	12,322,640 円
令和3年度	700 世帯	11,785,300 円
令和4年度	675 世帯	11,308,260 円
令和5年度	650 世帯	10,915,640 円

※調整交付金の基準額は、平成20年度が1,000円、平成21年度～平成24年度が1,060円、平成25年度～平成26年度が1,170円、平成27年度～平成28年度が1,200円、平成29年度～令和元年度が1,220円。令和2年度～

